

海津市はばたきの

管理運営に関する基本協定書

(参考)

目次

第1章 総則.....	1
(本協定の目的)	1
(指定管理者の指定の意義)	1
(公共性の尊重)	1
(信義誠実の原則)	1
(用語の定義)	1
(管理物件)	2
第2章 本業務の範囲及び管理の基準.....	2
(本業務の範囲)	2
(使用許可に係る経過措置)	2
(管理の基準)	2
(本業務の範囲及び管理の基準の変更)	3
第3章 本業務の実施.....	3
(本業務の実施方法)	3
(本業務開始の準備)	3
(管理物件の取扱い)	3
(管理物件の管理)	3
(施設及び設備の維持保全)	4
(備品の購入等)	4
(第三者による本業務の実施)	4
(危機管理)	5
(保険への加入)	5
(個人情報保護及び守秘義務)	5
(情報公開)	6
(文書等の管理・保存)	6
第4章 指定管理料及び利用料金.....	6
(指定管理料の支払)	6
(指定管理料の協議)	6

(利用料金収入の取扱い)	7
第5章 本業務実施に係る市の確認事項及び監督・評価	7
(事業計画書の提出)	7
(事業報告書の提出)	7
(業務報告書の提出)	8
(業務実施状況の現地確認)	8
(利用者等の意見の把握)	8
(評価)	9
(本業務の実施に係る指示)	9
第6章 指定の取消し等	9
(指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等)	9
(指定管理者による指定の取り消しの申し出)	10
(不可抗力の発生に伴う指定の取消し等)	10
第7章 損害賠償及び不可抗力	10
(損害賠償等)	10
(第三者に対する損害賠償)	11
(不可抗力発生時の対応)	11
(不可抗力によって発生した費用等の負担)	11
(不可抗力による一部の本業務実施の免除)	11
第8章 指定期間の終了	11
(本業務の引継ぎ)	12
(管理物件の引渡し等)	12
第9章 雑則	12
(変更の届出)	12
(地域に貢献する管理運営)	13
(自主的な事業の実施)	13
(利用者等からの苦情等への対応)	13
(本業務に係る口座の開設)	13
(使用する言語等)	13

（権利及び義務の譲渡禁止）	14
（本協定の変更）	14
（解釈）	14
（疑義についての協議）	14
（裁判管轄）	14
（連絡調整会議等の設置）	14
別記	15
情報の取扱いに関する特記仕様書	15
（情報の保護に関する条例等の遵守）	15
（責任体制の整備）	15
（作業責任者等の届出）	15
（教育の実施）	15
（守秘義務）	15
（再委託）	16
（派遣労働者等の利用時の措置）	16
（情報の管理）	16
（提供された情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）	17
（受渡し）	17
（情報の返還又は廃棄）	17
（定期報告及び緊急時報告）	18
（監査及び検査）	18
（事故時の対応）	18
（契約解除）	18
（損害賠償）	19
別紙1 管理物件	19
別紙2 加入保険	20
別紙3 リスク分担表	21
仕様書	24

海津市（以下「市」という。）と〇〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）は、次のとおり、海津市はばたき（以下「本施設」という。）の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、本施設を安全、適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 市及び指定管理者は、市が指定管理者を本施設の指定管理者に指定することの意義について、指定管理者がその有する能力を活用して本施設の管理を行い、利用者に提供するサービスを通じて、本施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、もって市民福祉の増進に資する旨にあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 指定管理者は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 指定管理者は、本施設の利用者の安全確保に十分配慮しつつ、管理運営経費の縮減を図るとともに、市民ニーズを適確に把握して常に利用者サービスの向上に努め、本施設の特徴を最大限に発揮し、本施設の利用の拡大を図らなければならない。

（信義誠実の原則）

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）指定期間 市が指定管理者を指定管理者として指定した令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により当該指定の取消しがあったときは、その取消後の期間を除く。）をいう。
- （2）申請書類 指定管理者が、指定期間に係る本施設の指定管理者の指定の申請に当たり、市に提出した申請書類をいう。

(3) 自主事業 海津市はばたき設置条例（平成23年9月28日条例第18号）第6条に規定する業務の範囲外において、指定管理者が自己の責任及び費用において実施する業務をいう。

(4) 指定管理料 本業務（自主事業を除く。）の実施に要する経費の支払に充てるため、指定期間中の各年度において、市が指定管理者に対して支払う金銭をいう。

(5) 法令等 法律、命令、条例、規則その他市の執行機関が定める規程をいう。
（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別紙1に定めるとおりとする。

2 指定管理者は、善良な管理者の注意をもって、管理物件を管理しなければならない。
（本業務の実施期間等）

第7条 指定管理者は、指定期間中、本業務を実施しなければならない。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲及び管理の基準

（本業務の範囲）

第8条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本施設の維持管理に関する業務

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項第6号又は同条第2項第3号に規定する障害福祉サービスに関する業務。

(3) 前2号に掲げる業務のほか、本施設の管理上又は第1条の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、別添「海津市はばたき指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（使用許可に係る経過措置）

第9条 指定管理者は、指定期間の開始前において市又は市が指定した法人その他の団体（以下この条において「市等」という。）から指定期間における本施設の使用の許可を受けた者がいるときは、当該者に対し、市等が許可した条件により本施設を使用させなければならない。

（管理の基準）

第10条 指定管理者が本業務を実施するに当たって満たさなければならない本施設の管理の基準は、別添仕様書に示すとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、申請書類に記載した本施設の管理の方法及び水準（前項に規定する管理の基準に満たないものを除く。）に従って、本業務を実施しなければならない。

（本業務の範囲及び管理の基準の変更）

第11条 市及び指定管理者は、本協定の締結後において、第8条に規定する本業務の範囲又は前条に規定する管理の基準に変更の必要が生じたときは、海津市はばたき設置条例（以下「条例」という。）の改廃に伴う場合を除き、双方による協議を行うものとし、双方が合意した場合は、本業務の範囲又は管理の基準を変更することができる。

第3章 本業務の実施

（本業務の実施方法）

第12条 指定管理者は、法令等を遵守するほか、本協定、その他市及び指定管理者が別途協議し、双方が合意した事項に従って、本業務を実施しなければならない。

（本業務開始の準備）

第13条 指定管理者は、本業務の開始に先立ち、法第36条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業所としての資格を得るとともに、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、必要と認める場合には、指定期間の開始前においても、市に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。この場合において、市は、指定管理者から当該申出を受けたときは、これに応じなければならない。

（管理物件の取扱い）

第14条 市は、管理物件を、指定管理者に無償で貸与するものとする。

- 2 指定管理者は、指定期間中、管理物件を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
- 3 指定管理者は、故意又は過失により管理物件をき損し、又は滅失したときは、市と協議の上、これを弁償し、又は自己の費用において管理物件と同等の機能及び価値を有する物を購入し、若しくは調達しなければならない。

（管理物件の管理）

第15条 指定管理者は、善良なる管理者の注意を払って管理物件を管理し、使用しなければならない。

- 2 指定管理者は、管理物件を施設の運営の目的以外に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、管理物件の形状、形質を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、天災地変その他の事故により管理物件を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

(施設及び設備の維持保全)

第16条 管理物件のうち施設及び設備（以下「施設等」という。）の増築、改築又は改造は、市が自己の責任及び費用において実施するものとする。

2 1箇所当たり50万円未満である施設等の修繕（経年劣化等により施設等を本業務の用に供することができなくなった場合において、当該施設等に代わる物を新たに購入し、又は調達するときを含む。以下同じ。）は、指定管理者が自己の責任及び費用において速やかに行わなければならない。

3 前項に規定する修繕以外の施設等の修繕は、市が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、市及び指定管理者の協議により、指定管理者が自己の責任及び費用において当該修繕を行うことを妨げない。

4 指定管理者は、施設等について第2項に規定する修繕以外の修繕を行う必要が生じたときは、その旨を速やかに市へ連絡しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、指定管理者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより、修繕が必要となった場合は、市に報告の上、指定管理者の責任と費用において実施することとする。

6 第2項の修繕等に関して、リスク分担の基本的な考え方は別紙3による。

(備品の購入等)

第17条 1物品当たり50万円未満である備品（本業務の用に供するものに限る。以下同じ。）の購入又は調達（1件当たり50万円未満である備品の修繕を含む。以下「購入等」という。）は、必要の都度速やかに、指定管理者が自己の責任及び費用において行わなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、備品の購入等は、市が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、市及び指定管理者の協議により、指定管理者が自己の責任及び費用において当該備品の購入等を行うことを妨げない。

3 指定管理者は、管理物件の備品に代わる物として市又は指定管理者が購入等を行った備品を、管理物件の備品として管理しなければならない。

4 指定管理者は、備品について第1項に規定する購入等以外の購入等を行う必要が生じたときは、その旨を速やかに市へ連絡しなければならない。

(第三者による本業務の実施)

第 18 条 指定管理者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

2 指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして市に申請し、その承認を得なければならない。

3 市は、前項の規定による申請があった場合において、その申請内容に基づく第三者への委託後においてもなお本協定に定める事項の指定管理者による履行に支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。

4 第 2 項に規定する委託業務は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、当該委託業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失又は増加費用については、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失又は増加費用とみなして、指定管理者がすべて負担するものとする。

(危機管理)

第 19 条 指定管理者は、本業務の実施に関連して事故、災害等の危機事案が発生した場合における対応方法について定めた危機管理規程を整備し、これを遵守しなければならない。

2 指定管理者は、前項の危機事案が発生したときは、直ちに、同項の危機管理規程に従って必要な措置を講ずるとともに、市を含む関係者に対して、当該危機事案が発生した旨及びその内容を通報しなければならない。この場合において、市は、指定管理者に対し、当該危機事案の対処に必要な指示をすることができる。

3 市及び指定管理者は、第 1 項の危機事案が発生したときは、互いに協力して、その原因の調査に当たるものとする。

4 指定管理者は、第 1 項の危機管理規程を、指定期間の開始前に市へ届け出なければならない。

5 指定管理者は、前項の規定により届け出た危機管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

6 第 1 項に関連して、第三者に損害を与えた場合のリスク分担の基本的な考え方は、別紙 3 による。

(保険への加入)

第 20 条 指定管理者は、指定期間中、本業務について別紙 2 に定める保険に加入しなければならない。

(個人情報保護及び守秘義務)

第 21 条 指定管理者は、別記「情報の取扱いに関する特記仕様書」に定める事項を踏まえ、海津市個人情報保護条例（平成 17 年海津市条例第 11 号）第 11 条第 4 項の規定

により本業務に関する個人情報保護規程を整備し、これを遵守して、本業務に関する個人情報の適正な収集及び管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の個人情報保護規程を、指定期間の開始前に市へ届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により届け出た個人情報保護規程を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者は、本業務に関して知ることのできた個人情報及び本業務の処理上知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間の終了（指定期間の満了及び地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しに伴う指定期間の終了をいう。以下同じ。）後においても、同様とする。

（情報公開）

第22条 指定管理者は、海津市情報公開条例（平成17年海津市条例第10号）第33条の2第1項の規定により本業務に関する情報公開規程を整備し、これを遵守して、本業務に関し、指定管理者が保有する情報の適正な公開に努めなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の情報公開規程を、指定期間の開始前に市へ届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により届け出た情報公開規程を変更しようとする時は、あらかじめ市の承認を得なければならない。

（文書等の管理・保存）

第23条 指定管理者は、本業務において作成し、又は取得した文書等（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。以下同じ。）の管理及び保存に関し、海津市公文書規程（平成17年海津市訓令甲第9号）に準じて文書等管理規程を整備し、これを遵守して、文書等の適正な管理及び保存を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の文書等管理規程を、指定期間の開始前に市へ届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により届け出た文書等管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

第4章 指定管理料及び利用料金

（指定管理料の支払）

第24条 本業務の実施に係る費用は、利用料金等をもって充てることとし、市は、指定管理者に対し指定管理料を支払わないものとする。

（指定管理料の協議）

第25条 指定期間中において、当初想定することが困難であった法令の変更等（別紙3のリスク分担表において市が負担者とされている事例及びこれに類するもの）により、本業務に係る費用について、利用料金等をもって賄うことが不適当となったと認めるときは、指定管理者は、市に対して、通知をもって指定管理料について協議を申し出ることができる。

2 市は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 支払いの要否や金額等については、前項の協議により決定するものとする。

4 前3項の規定は、指定管理者の責めに帰すべき事由によらない休業等の場合に準用する。

（利用料金収入の取扱い）

第26条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により、本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができる。

2 利用料金は、条例第10条第2項に規定する額の範囲内において、同項の規定により、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、条例第10条第3項の規定により、あらかじめ市に申請し、その承認を得なければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は利用料金を減免することができる。

第5章 本業務実施に係る市の確認事項及び監督・評価

（事業計画書の提出）

第27条 指定管理者は、指定期間中の各年度について本業務に係る事業計画書を作成し、当該年度の開始日の2月前までに市へ提出しなければならない。但し、初年度については市が別途定めるものとする。

（1）本施設の管理運営の基本方針

（2）本施設の利用者数等の目標

（3）本業務の実施体制

（4）本業務の実施計画

（5）本業務の収支計画

（6）その他市が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項の事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画書を市に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第28条 指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定により、指定期間中の各年度の本業務に関する事業報告書を作成し、当該年度の翌年度4月末日までに市へ提出しなければならない。ただし、次項第3号に示す事項については、当該年度の翌年度5月末日までとする。

2 前項の事業報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 本業務の実施状況に関する事項

ア 管理運営体制の状況

イ 職員配置の状況

ウ 人材育成の状況

(2) 本施設の利用状況に関する事項

(3) 本業務の収支状況に関する事項

(4) 自主事業を実施した場合、実施状況に関する業務報告及び収支決算書

(5) 施設の利用実績（利用率、利用人数等）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が指示する事項

（業務報告書の提出）

第29条 指定管理者は、指定期間中、各月の本業務に関する業務報告書を作成し、当該月の翌月20日までに市へ提出しなければならない。

2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 本業務の実施状況に関する事項

(2) 本施設の利用状況に関する事項

(3) 施設の利用実績（利用率、利用人数等）

(4) 事業所報酬の収受状況に関する事項

(5) 自主事業の実施状況に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が指示する事項

（業務実施状況の現地確認）

第30条 市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定期間中の各年度に本施設へ立ち入り、指定管理者による本業務の実施状況に関する実地調査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、前項の実地調査を随時行うことができる。

（利用者等の意見の把握）

第31条 市及び指定管理者は、指定期間中、意見箱の設置、利用者に対するアンケート調査、ホームページによる意見募集等適宜の方法により、本施設の利用者等から広く意見の収集に努めなければならない。

- 2 市及び指定管理者は、前項の規定により収集した意見の内容及びこれに対する市又は指定管理者の対応状況その他市民に周知すべきと考えられる情報を、本施設内への掲示、ホームページへの掲載等の方法により、随時公表するものとする。

(評価)

第32条 市は、指定管理者による本業務の実施について、管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等に関する評価を行うため、海津市はばたき評価員会議（以下「評価員会議」という。）を開催し、当該評価についての意見を聴取する。

- 2 指定管理者は、市の求めに応じ、評価員会議において使用する資料を提出し、及び評価員会議に出席して必要な説明を行わなければならない。
- 3 市は、評価員会議の意見を踏まえ、指定管理者による本業務の実施に対する最終評価を行い、その内容を海津市ホームページにおいて公表するものとする。

(本業務の実施に係る指示)

第33条 市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対し、本業務の実施について必要な指示を行うものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第6章 指定の取消し等

(指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等)

第34条 市は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が前条第1項の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が海津市はばたき指定管理者募集要項（市が指定期間に係る本施設の指定管理者の募集に当たり配布した海津市はばたき指定管理者募集要項をいう。）に定める申請資格要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (3) 指定管理者が市に対する虚偽の報告その他不正な行為をしたとき。
- (4) 指定管理者が地方自治法第244条の2に規定する報告又は実地調査を拒んだとき。
- (5) 指定管理者が本協定に定める事項を履行せず、又は当該事項に違反したとき。
- (6) 指定管理者が自らの責めに帰すべき事由により、市に対して指定の取消しを申し出たとき。

(7) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者に本業務を継続させることが適当でないと認めるとき。

2 市は、前項の規定に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 指定管理者による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により、指定管理者が指定管理者の指定を取り消され、又は本業務の停止を命ぜられた場合において、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申し出)

第35条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合は、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市が本協定の内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (2) 市が任意に指定の取り消しを行ったとき
- (3) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害または損失を被ったとき

2 市は、前項の申し出を受けた場合は、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力の発生に伴う指定の取消し等)

第36条 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由がない場合においても、災害の発生などに起因して、指定管理者が本業務の実施を継続することについて適当でないと認める事情が生じたときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第37条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

- 2 市が第34条に規定する指定の取り消し若しくは本業務の停止等を命じた場合又は指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の実施が困難になった場合は、市が被った被害は、指定管理者が賠償するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第38条 指定管理者が自主事業の実施に当たり第三者に損害を生じさせた場合における当該第三者に対する損害の賠償は、指定管理者がその責任を負わなければならない。

- 2 指定管理者が本業務（自主事業を除く。）の実施に当たり第三者に損害を生じさせた場合における当該第三者に対する損害の賠償は、市又は指定管理者がその責任を負わなければならない。
- 3 前項の規定により市が第三者に対する損害の賠償を行った場合において、当該損害の発生が指定管理者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、指定管理者に対し、その賠償額その他賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第39条 不可抗力が発生した場合は、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第40条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

- 2 市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で、市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して、指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含めないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して、市に損害・損失や増加費用が発生した場合は、当該費用については、市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の本業務実施の免除)

第41条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

第8章 指定期間の終了

(本業務の引継ぎ)

第42条 指定管理者は、指定期間の終了に際し、市又は市が指定する法人その他の団体に対して、本業務の引継ぎ（利用料金をあらかじめ前受金として収受しているときは、当該前受金の引継ぎを含む。）を円滑に行わなければならない。

2 市は、前項の引継ぎのために必要と認める場合には、指定管理者に対し、市が指定する法人その他の団体による本施設の視察を申し出ることができるものとする。この場合において、指定管理者は、市から当該申出を受けたときは、これに応じなければならない。

3 前2項に規定する引継の方法その他引継に際し必要な事項については、市及び指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

(管理物件の引渡し等)

第43条 別段の定めがある場合を除き、指定管理者は、指定期間の終了の際に、指定期間の始期を基準として管理物件を原状に回復し、市又は市が指定する法人その他の団体に無償で引き渡さなければならない。

2 第16条第2項又は第3項の規定により指定管理者が施設等の修繕を行った場合において、指定期間が終了したとき（指定期間の満了後においても、指定管理者が改めて指定管理者の指定を受けて、引き続き本施設の指定管理者の業務を行う場合を除く。以下この条において同じ。）は、指定管理者は、当該修繕後の現状を維持して、施設等を市又は市が指定する法人その他の団体に無償で引き渡さなければならない。

3 第17条第1項又は第2項の規定により指定管理者が備品（管理物件の備品に代わる物として購入等を行ったものに限る。）の購入等を行った場合において、指定期間が終了したときは、指定管理者は、当該備品を市又は市が指定する法人その他の団体に無償で引き渡さなければならない。

4 指定管理者は、本施設において使用する管理物件以外の備品がある場合において、指定期間が終了したときは、当該備品を自己の責任及び費用において撤収しなければならない。ただし、市又は市が指定する法人その他の団体への当該備品の引渡しについて合意があるときは、この限りでない。

5 指定管理者は、指定期間が終了したときは、文書等を市又は市が指定する法人その他の団体に無償で引き渡さなければならない。

第9章 雑則

(変更の届出)

第44条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地及び団体の代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市に届け出なければならない。

(地域に貢献する管理運営)

第45条 指定管理者は、本施設の管理及び運営にあたって、本施設が公の施設であることに着目し、公平性・平等性を確保し利用者サービスの向上を図るとともに、施設の運営に必要な人材の確保、物品等の調達については、地域に還元ができるよう必要な措置を講じなければならない。

(自主的な事業の実施)

第46条 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

3 市と指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(利用者等からの苦情等への対応)

第47条 指定管理者は、本施設の利用者又は周辺住民から寄せられる苦情、要望等に対し、誠実に対応しなければならない。

2 前項の場合において、寄せられた苦情、要望等が、本施設のあり方の見直しなど本業務の範囲を超える内容であるときは、指定管理者は、市に対し、その内容を遅滞なく報告するものとする。

(本業務に係る口座の開設)

第48条 指定管理者は、本業務の実施に係る収入及び支出を他の業務と明確に区分して適正に管理するため、本業務に固有の口座を開設し、これを適正に運用しなければならない。

(使用する言語等)

第49条 本協定の履行に関し、市、指定管理者間において使用する言語は、日本語とする。

2 本協定の履行に関し、市、指定管理者間において使用する通貨の単位は、円とする。

3 別段の定めがある場合を除き、本協定の履行に関し、市、指定管理者間において使用する計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

4 別段の定めがある場合を除き、本協定の履行に関し、市、指定管理者間において行う届出、申出、報告、承認その他の行為は、書面により行わなければならない。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第50条 指定管理者は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りでない。

(本協定の変更)

第51条 本協定の締結後、その締結内容によることが不相当と認められる事情が生じたときは、市及び指定管理者において協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(解釈)

第52条 指定管理者は、市が本協定の規定に基づいて指定管理者から書類を受領し、指定管理者の行為を承認し、指定管理者に対して実地調査を行い、又は指定管理者から説明若しくは報告を受けたことをもって、指定管理者の責任において行うべき本業務の全部又は一部について市がその責任を負うものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第53条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項があるときは、市及び指定管理者において協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第54条 本協定に関する紛争は、岐阜地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(連絡調整会議等の設置)

第55条 市及び指定管理者は、本業務を円滑に実施し、情報交換や業務の調整を図るため、連絡調整会議を原則、月1回開催する。

2 市と指定管理者は協議の上、前項の連絡調整会議に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等に参加させることができるものとする。

別記

情報の取扱いに関する特記仕様書

(情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 指定管理者は、市の定める海津市個人情報保護条例、その他個人情報の保護に関する法令、海津市情報セキュリティポリシー及び実施手順書に基づき、本情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 指定管理者は、情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条

- 1 指定管理者は、情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により市に報告しなければならない。
- 2 指定管理者は、情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 指定管理者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により市に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 指定管理者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により市に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条

- 1 指定管理者は、情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第5条

1 指定管理者は、本件業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らし
てはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 指定管理者は、本件業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関
する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条

1 指定管理者は、本件業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）する場合は、再
委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う
情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理
及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を市に申
請し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合、指定管理者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとと
もに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとし
る。

3 指定管理者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及
び方法について具体的に規定しなければならない。

4 指定管理者は、再委託先に対して本件業務を委託した場合は、その履行状況を管理・
監督するとともに、市の求めに応じて、管理・監督の状況を市に対して適宜報告しなけ
ればならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条

1 指定管理者は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わ
せる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら
ない。

2 指定管理者は、市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について
責任を負うものとする。

(情報の管理)

第8条 指定管理者は、本件業務において利用する情報を保持している間は、次の各号の
定めるところにより、情報の管理を行わなければならない。

1 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報を保管
すること。

2 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報を定められた場所から持ち出さないこ
と。

- 3 情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 4 事前に市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、情報を複製又は複写しないこと。
- 5 情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 6 情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 7 情報を管理するための台帳を整備し、情報の利用者、保管場所その他の情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 8 情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 9 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報を扱う作業を行わせないこと。
- 10 情報を利用する作業を行うパソコンに、情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第9条 指定管理者は、本件業務において利用する情報について、本件業務以外の目的で利用してはならない。また、市に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第10条 指定管理者は、市指定管理者間の情報の受渡しに関しては、市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、市に情報の預り証を提出しなければならない。

（情報の返還又は廃棄）

第11条

- 1 指定管理者は、本件業務の終了時に、本件業務において利用する情報について、市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 指定管理者は、本件業務において利用する情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により市に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 指定管理者は、情報の消去又は廃棄に際し市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 指定管理者は、本件業務において利用する情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定管理者は、情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により市に対して報告しなければならない。
(定期報告及び緊急時報告)

第12条

- 1 指定管理者は、市から、情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 指定管理者は、情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。
(監査及び検査)

第13条

- 1 市は、本件業務に係る情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、指定管理者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 市は、前項の目的を達するため、指定管理者に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
(事故時の対応)

第14条

- 1 指定管理者は、本件業務に関し情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、市の指示に従わなければならない。
- 2 指定管理者は、情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 市は、本件業務に関し情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
(契約解除)

第15条

- 1 市は、指定管理者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本特記仕様書に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 指定管理者の故意又は過失を問わず、指定管理者が本特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、市に対する損害を発生させた場合は、指定管理者は、市に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙1 管理物件（第6条関係）

(1)施設

所在地 海津市はばたき 海津市海津町高須町 633 番地 1

作業所・倉庫・敷地内の外構及び植栽

敷地面積 1,118.00㎡

建物面積 ・作業所 316.92㎡ ・倉庫 64.80㎡

(2)備品

(※詳細については、それぞれの「貸与備品一覧」を参照のこと。)

整理番号	品名 名称	メーカー 品質規格	数量	備考
1	タイムレコーダー	AMANO	1	
2	3連ロッカー	チトセ	3	
3	ロッカー	チトセ	2	
4	書庫	チトセ	7	
5	ソファ	チトセ	2	
6	会議机	チトセ	11	
7	事務机	イトーキ	6	

整理番号	品 名 名 称	メーカ－ 品 質 規 格	数 量	備 考
8	事務椅子	イトーキ	2	
9	脇机	イトーキ	2	
10	肘掛椅子	チトセ	2	
11	ミーティング用テーブル	コクヨ BT-255P1E	3	
12	ミーティング用テーブル	コクヨ BT-257F1	1	
13	6 人用ロッカー	コクヨ LK-6F1	1	

別紙2 加入保険（第 2 0 条関係）

施設全体	施設管理者賠償責任保険
利用者	利用者障害保険

別紙３ リスク分担表（第１６条、第１８条、第２４条関係）

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変更	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	管理業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	管理業務に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	管理業務に影響を及ぼす法令変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による業務変更	政治、行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	募集要項等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（指定管理者⇒業者）によって生じた事由		○

種類	内容	負担者	種類
		市	指定管理者
施設の改修、施設・備品等の修繕等	経年劣化によるもの(50万円未満)		○
	〃 (上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(50万円未満)		○
	〃 (上記以外)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤去費用		○

市及び指定管理者は、上記のとおり海津市はばたきの管理に関する基本協定を締結したので、その証拠として本協定書2通を作成し、各通に市及び指定管理者が記名押印した上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

市 住 所 海津市海津町高須5 1 5 番地

氏 名 海津市

海津市長 横 川 真 澄

指定管理者 住 所

氏 名